

第 3 1 4 号 答 申

第 1 審査会の結論

名古屋市教育委員会（以下「実施機関」という。）が、本件審査請求の対象となる行政文書を一部公開及び非公開とした決定は妥当である。

第 2 審査請求に至る経過

1 平成27年 8月31日、審査請求人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、次のように行政文書の公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

「千種区小学校元教頭 盗撮、教室侵入に疑い…」2015年 8月 4日、 8月 29日報道に関して関連事項（以下に具体的な事項を述べたが、これ以外に関することがあつたら含む）

- (1) 事件の、事実について、
- (2) 元教頭の事情聴取について、および、聞き取り調査についての記録、及び関係者からの事情聴取、伝聞等。
- (3) 元教頭の弁明書、もしくは、意見書、等
- (4) 本件に関する（事件時）、元教頭の勤務校の記録及び勤務校からの報告書、
- (5) 本件に関する、教育委員会の、記録、
- (6) 本件事件に関しての、事件（前）後等の学校の対応、及び、教育委員会の対応（女子児童への具体的な対応を含む）、
- (7) 複数回、盗撮目的で教室に侵入した月、日、時間帯、
- (8) 保護者への謝罪内容のわかるもの、（事件の概要、背景、問題点、今後の配慮事項等含む）
- (9) 名古屋市立小学校教頭の平均的給与について手当、給与等（基本的に47歳めやす）

(10) 元教頭の、処分経過、および懲戒処分の処分理由について、及び処分後の経緯について

(11) 本件に関する学校、及び、教育委員会の、研修等日時、研修内容、検討・検証事項、見解について、

2 同年 9月14日、実施機関は本件公開請求に対して、高見小学校（以下「本件学校」という。）保護者説明会 開催案内メール（請求に係るもの）及び平成27年 8月28日付け職員の服務規律の確保について（通知）（以下これらを「本件行政文書①」という。）を特定し、公開決定（以下「本件処分①」という。）を行い、平成27年 4月 2日付け職員の服務について（報告）、事情聴取記録（請求に係るもの）、処分調書（請求に係るもの）及び辞令（請求に係るもの）（以下「これらを「本件行政文書②」という。）を特定し、一部公開決定（以下「本件処分②」という。）を行い、名古屋市立小学校教頭の平均的給与について手当、給与等（基本的には47歳めやす）（以下「本件対象文書」という。）については、対象となる行政文書が存在しないことを理由として、非公開決定（以下「本件処分③」という。）を行い、その旨を審査請求人に通知した。

3 同年 9月18日、審査請求人は、本件処分①から③を不服として、名古屋市長に対して審査請求を行った。

第 3 実施機関の主張

1 決定通知書によると、実施機関は、本件行政文書の一部を公開しない理由及び文書が存在しない理由として、次のとおり主張している。

(1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当

本件行政文書②には、個人の氏名、信条や意識等のプライバシーに関する情報が記載されており、これらの情報は特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む）のうち、通常他人に知られたくないと認められるもの又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものである。

(2) 請求内容に該当する行政文書は作成または取得しておらず文書が不存在であるため非公開とする。

2 上記 1に加え、実施機関は、弁明意見書において、おおむね次のとおり主張している。

(1) 本件処分②について

ア 本件行政文書②のうち、平成27年 4月 2日付け職員の服務について（報告）には、関係職員の氏名が記載されている。これは、個人の特定につながる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、職務遂行の間に行われたことであっても、処分を受けたことについては、身分取扱いに係る情報で個人の資質、名誉に係る固有の情報として、一般に他人に知られたくないと望むものであると認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして非公開とした。

イ 本件行政文書②のうち、事情聴取記録（請求に係るもの）には、実施機関が関係職員とその所属校の現在の校長（以下「本件校長」という。）及び本件校長の前任校長（以下「前任校長」という。）から聴取した内容が記載されている。このうち、関係職員の氏名及び印影、本件校長の印影、前任校長の氏名、学校名及び印影並びに区担当管理主事の氏名については、個人の特定につながる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）であり、職務遂行の間に行われたことであっても、処分を受けたことについては、一般に他人に知られたくないと望むものであると認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして非公開とした。

また、本件行政文書②には、被聴取者及び被害児童の保護者の意識や信条などが記載されている。これは、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められ、特定の個人を識別することはできないが、新聞等で公にされている情報以外の情報を公開することにより、なお被害児童の権利利益を害するおそれがあるものと認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして非公開とした。

さらに、犯行日時及び内容については、被害児童の具体的な被害内容であり、児童のプライバシー保護の観点から、通常他人に知られたくないものであると認められ、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められるため、条例第 7条第 1項第 1号に該当するとして非公開とした。

ウ 本件行政文書②のうち、処分調書（請求に係るもの）には、被処分者の現在の所属校、氏名、処分事由等が記載されている。

このうち、被処分者の所属校、氏名については、個人の特定につながる情報（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができるることとなるものを含む。）であり、処分を受けたことについては、身分取扱いに係る情報で個人の資質、名誉に係る固有の情報として、一般に他人に知られたくないと望むものであると認められるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

エ 本件行政文書②のうち、辞令（請求に係るもの）には、懲戒処分を受けた職員の氏名及び職員番号が記載されている。これは、特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）のうち、通常他人に知られたくないものと認められるため、条例第7条第1項第1号に該当する。

オ 審査請求人は、請求に係る事件が本件学校で発生したことが明らかにされた時点で、当該学校の校長名、教頭名は明らかであり、当該教職員の氏名と平成26年度に本件学校で校長をしていた職員の現任校を公開すべきであると主張している。

しかし、処分を受けた原因となった非違行為が職務遂行の間に行われたことであっても、処分を受けたこと自体は、その者にとって身分取扱いに係る情報そのものであり、個人の資質、名誉に係る固有の情報として、一般にこれを他人に知られたくないと望む情報であると認められる。そのため、学校名及び職名が公開されていることにより、個人名は容易に判明するため、結果として公開されると同様であると機械的に判断するべきではなく、一般人の感受性を基準とした当該個人の感じ方に配慮すれば、なお保護すべき法益があると考える。

したがって、既に新聞報道等で明らかになつてないものについて、積極的にこれを公開すべきではないと判断し、上記ア及びイのとおり条例第7条第1項第1号に該当するとして非公開とした。

(2) 本件処分③について

市立小学校の教職員の給与等は都道府県が負担する制度となっており、実施機関において、本件対象文書を作成または愛知県から取得しておら

ず、本件対象文書は存在しないため非公開とした。

また、審査請求人は、平均、給与等は代表的なものが毎年発表されているがそれすらない、と主張している。

しかし、本市において毎年発表しているものは、総務局人事課が発表する「人事行政の運営等の状況」及び人事委員会が発表する「給与に関する報告及び勧告」であるが、いずれの発表資料にも市立小学校教頭の平均給与に関する事は記載されていない。

(3) 文書の特定について

本件公開請求に対して、実施機関は以下のとおり文書を特定し、以下の文書以外には存在しない。

ア 本件学校保護者会説明会 開催案内メールは、上記第 2 1(8) の請求内容に該当する。

イ 平成27年 8月28日付け職員の服務規律の確保について（通知）は、上記第 2 1(6) 及び(11)の請求内容に該当する。

ウ 平成27年 4月 2日付け職員の服務について（報告）は、上記第 2 1(1) 、(4) 及び(5) の請求内容に該当する。

エ 事情聴取記録は、上記第 2 1(1) から(3) 、(5) 及び(7) の請求内容に該当する。

オ 処分調書については、上記第 2 1(5) 及び(10)の請求内容に該当する。

カ 辞令については、上記第 2 1(10)の請求内容に該当する。

第 4 審査請求人の主張

1 審査請求の趣旨

(1) 本件公開請求に対して、公開されていない文書を特定し、公開することを求める。

(2) 一部公開決定及び非公開決定処分を取消すとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論意見書及び口頭での意見陳述で主張してい

る審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 請求に係る事件の発生校は、本件学校であることが処分庁によって明らかにされた。当然、各学校が作成している学校経営案及び新聞発表の転任人事等により、学校名がわかれれば、その学校の校長、教頭名等がわかる。本件学校の今年度及び昨年度の校長名、教頭名もわかる。今回黒塗り部分についての校長名、教頭名、前校長名は、常識的に速やかに開示されることが妥当である。

(2) 事情聴取記録について、職員名以外の黒塗り部分については、元教頭の職務中に関したことでもあり、開示されるべきである。ただし、職員番号については開示を求める。

本件元教頭が、事情聴取記録において、「はい。どのような処分にも従うつもりです。」と答えていることからすると、それなりの覚悟をされている言葉と判断される。処分庁の一般に他人に知られたくないということは、本件では理由にならない。元教頭は、自らの行為に関して報道された時点で全面的に明らかになることは容認しているといえる。

(3) 犯行日時及び内容については、「被害にあった児童の…」と主張しているが、本件事件は、児童に対する直接的な行為ではなく、元教頭の職務中の盗撮行為であり、処分庁の主張する「個人の権利を害するおそれ」は、無理な拡大解釈と言わざるを得ない。

(4) 上記第 2 1(9)について、もし取得していないということであれば、本件事件時の教頭、もしくは教頭職の給与等（基準等）を、明らかにもらうことを求める。

平均的給与がなくても、給与等の基準等があるといえ、その基準等に基づいて出された給与等のわかるものがあると判断して請求をしたものである。本件請求時において、担当職員と面談等して請求内容を明確に絞る機会があったら、請求者の意思を伝えることができ、請求事項が確定できたといえる。

(5) 上記第 2 1(3)、(4)、(5)、(7)、(9)、(11)の請求内容に対応する文書が特定されていない。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 本件行政文書②に記載されている校長の氏名、発生日時、教員の氏名、事情聴取記録、処分調書のうち本件事件の被害児童に対する不適切行為の内容、印影、職員番号（以下これらを「本件情報」という。）が、条例第7条第 1項第 1号に該当するか否か。
- (2) 本件行政文書①及び②以外に、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書が存在するか否か。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件行政文書①及び②について

- (1) 本件行政文書①及び②の前提となる不適切な行為について

本件行政文書及び本件対象文書は、平成27年 7月に自校の教室に女子児童の衣類を盗撮する目的で侵入したとして、建造物侵入の疑いで愛知県警に書類送検されたことに繋がる教員の一連の不適切な行為（以下これらを「本件事件」という。）を発端としたものであり、本件学校や不適切な行為を行った教員（以下「本件教員」という。）の氏名は伏せたうえで、新聞報道された。その後、本件教員が実施機関より停職 6ヶ月の懲戒処分を受けたこと、被害を受けた児童が 6年生であったこと等が別に新聞報道されたが、一部の新聞においては本件学校名も報道された。

- (2) 当審査会の調査によれば、学校において、教職員による不適切な行為が発生し、懲戒処分に至る場合、実施機関が行う最も基本的な事務の流れは以下のとおりである。

ア 事案の発生及び発覚

イ 校長による事実確認

ウ 校長より教育委員会事務局の関係所管課（教職員課等）へ連絡

エ 教職員課による関係職員（本人、管理職等）への事情聴取

オ 教職員課による事情聴取記録の作成及び関係職員への内容確認

カ 地方公務員法上の懲戒処分

これらのうち、イ、カ及びエの結果ともいえるオについては原則として文書が作成されるが、その他については必ずしも文書が作成されるわけではない。

なお、報道発表が行われる場合や保護者への説明会が開かれる場合には、それらに係る資料が作成されることもあり、必要に応じて上記以外の行政文書が作成される場合がある。

また、実施機関の職員による不適切な行為が発生し、当該行為によって被害者が発生した場合、当該被害者に対し謝罪をする場合があるが、被害の程度、被害者の数、事案の性質等を総合的に考慮し、口頭、文書等、適切な謝罪方法を選択したうえで行われる。

(3) 本件行政文書②について

ア 本件行政文書②のうち、平成27年 4月 2日付け職員の服務について（報告）は、本件校長から、教職員の不適切な行為があったことを報告する文書であり、本件学校名、本件学校の印影、本件校長の氏名、本件教員の氏名等のほか、本件事件の概要等が記載されている。

イ 本件行政文書②のうち、事情聴取記録（請求に係るもの）は、実施機関が、本件教員、前任校長及び本件校長に対して行った事情聴取記録であり、各教員の氏名、前任校長の異動後の所属学校名、区担当管理主事の氏名及び本件校長の印影のほか、各教員に対する事情聴取における聴取事項、当事者の回答等が記載されている。

ウ 本件行政文書②のうち、処分調書（請求に係るもの）は、本件教員及び前任校長になされた処分の内容が記載されたものであり、本件教員及び前任校長の氏名並びに処分事由のほか処分の事由、処分年月日等が記載されている。

エ 本件行政文書②のうち、辞令（請求に係るもの）は、本件教員の職を免ずることが記載された文書であり、本件教員の氏名及び職員番号のほか、発令事項、発令年月日が記載されている。

4 当審査会の調査によると、以下の事実が認められる。

- (1) 上記 3(2) アからカの事務の過程の中で、イにおいて、平成27年 4月 2日付け職員の服務について（報告）が、エの結果としてオにおいて、事情聴取記録（請求に係るもの）が、カにおいて、処分調書（請求に係るもの）及び辞令（請求に係るもの）が、それぞれ作成された。
- (2) また、上記(1) の平成27年 4月 2日付け職員の服務について（報告）を作成する際の基となるような事件の詳細な内容が記録された行政文書については、必要に応じて作成されることがあるが、本件事件に関して、事件の詳細が記録された行政文書は作成していないことである。

なお、報告書等を作成するにあたり参考とするような聞き取りの際に作成される手許に記録しておくような文書は、上記 3(2) エの事務で作成された文書は、個人のメモにとどまり、組織的に管理はされていなかったとのことである。

5 条例第 7条第 1項第 1号該当性について

まず、本件情報が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

- (1) 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めたものである。

なお、本号はただし書アにおいて、公務員等の職、氏名に関する情報は、その職務行為に関する情報と不可分の要素であり、説明する責務の観点からこれらを公開することとしているが、当該公務員の氏名を公開することにより、当該公務員個人の権利利益を不当に害するおそれがある場合は、これを非公開としている。

- (2) 本件情報のうち、本件教員の氏名、印影、前任校長の氏名及び異動後の所属学校名、本件校長の印影については、特定の個人を識別することができる情報または他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報であり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であるとは認められる。

この点、審査請求人は上記第 4 2(2) において、本件行政文書②に記載

された本件教員の発言をもって、本件教員は本件事件に関する情報が公開されることについて容認している旨を主張しているが、当該発言はあくまで本件事件に関する自身の身分取扱いに係るものと解することが妥当であり、本件事件に関する情報を社会に広く公開されることまでを容認したと認めることは相当でなく、その主張は採用することができない。

(3) また、本件情報のうち、区担当管理主事の氏名は、これを明らかにすれば、前任校長の異動後の所属学校の所在区が明らかとなり、前任校長の特定が可能になることから、他の情報と照合することにより特定の個人を識別することができることとなる情報と認められる。また、本件情報が本件事件に関連するものであることを鑑みて、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくない情報であると認められる。

(4) なお、本件情報は、本件事件を発端とする一連の文書に記載された情報であり、本件事件において懲戒処分を受けているものである。これは、個人としての私的評価に係る職員の身分取扱い情報であり、公務員の職務遂行情報とは認められないことから、条例第7条第1項第1号ただし書アには該当しない。

(5) 一方、審査請求人は、本件処分①及び②において本件学校名が明らかにされていることから、市政記者クラブ宛てに発表された教職員の人事異動に関する情報や学校経営案の内容を照合することで、本件教員及び前任校長は特定されるため公開すべきである旨を主張するが、これは、本件教員及び前任校長の氏名は広く社会に知られている情報であり、条例第7条第1項第1号に規定する通常他人知られたくないと認められる情報ではないため、公開すべき旨を主張しているものと思料される。

しかしながら、審査請求人が入手した複数の情報を照合することで本件教員及び前任校長が特定することが可能であったとしても、そのことのみをもって本件教員及び前任校長の氏名が広く社会に知られていると認定することは困難であり、条例第7条第1項第1号に規定する通常他人に知られたくないと認められる情報に該当することから、審査請求人の主張に理由はない。

(6) 次に、本件情報のうち、事情聴取の内容及び処分事由には、本件教員が、本件事件の被害児童に対して行った不適切な行為の内容があまりに克明に記載されていることから、被害児童の人格に密接する情報であって、特定

の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお被害児童の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(7) 以上のことから、本件情報は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

6 本件対象文書を含め、本件行政文書①及び②以外に、本件公開請求の趣旨を満たす行政文書が他に存在するか否かについて

(1) 本件公開請求に対して、実施機関は本件行政文書①及び②を特定し、それら以外の行政文書は存在しないと主張する。

(2) 実施機関において、教職員による不適切な行為が発生し、懲戒処分に至る場合の最も基本的な事務の流れは、上記 3(2) のとおりである。よって、上記 4(1) のとおり基本的な事務の流れにおいて実施機関が管理する行政文書については本件行政文書②として網羅的に特定されていると認められる。

(3) また、本件行政文書①については、上記 3(2) のとおり、実施機関が本件事件の内容・性質等に鑑み、その必要性を認めたため、実施機関が作成または取得したものと考えることが相当であり、また、上記 4(2) のとおり、本件行政文書①及び②以外に行政文書は存在しないという実施機関の主張は不合理とまでは認められず、ほかに実施機関の主張をくつがえすに足りる特段の事情も認められない。

(4) 次に、本件対象文書が存在するか否かについて判断する。

(5) 審査請求人は、反論意見書において、上記第 4 2(4) のとおり、本件対象文書を実施機関が取得していない場合には、本件事件時の教頭もしくは教頭職の給与等（基準等）を求める旨を主張する。

(6) しかしながら、本件公開請求書の記載からすれば、上記(5) の審査請求人の主張のように解することは妥当ではなく、審査請求人の主張は、公開請求時点では求めていなかった文書を、審査請求の後に追加しているものと認めざるを得ない。

(7) したがって、本件公開請求に記載された文言に基づき、本件対象文書を、

名古屋市立小学校教頭（47歳を目安とした）の平均給与の金額が記載された文書であると解したうえで、その存否について検討する。

(8) 本市の小学校の教員の給与等は、本件公開請求のあった平成27年度当時は、愛知県が負担していたため、実施機関において本件対象文書を事務上、活用することではなく、本件対象文書を作成または取得していないとする実施機関の説明は特段不合理であるとは認められない。

(9) また、審査請求人からも当該行政文書の存在をうかがわせる具体的な主張はされていないほか、ほかに当該行政文書の存在をうかがわせる特段の事情も認められない。

(10) 以上のことから、本件行政文書①及び②以外に特定すべき行政文書が存在しているとは認められない。

7 審査請求人は、その他種々主張しているが、本件処分①から③の妥当性については、上記 5及び 6において述べたとおりであることから、当審査会の結論に影響を及ぼすものではない。

8 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会からの付言

1 本件公開請求において審査請求人が提出した行政文書公開請求書に記載された請求内容は上記第 2 1に掲げたとおりであり、審査請求人が知りたいと思われる事項が漠然と羅列されており、審査請求人が知りたいと思われる事項が概ね理解できるものの、その記載内容から特定される文書は多様に解釈可能であるとも認められる。そのため、公開請求者が公開請求に係る実施機関の事務事業に通じていない可能性があることを考慮すると、本件各処分の前に実施機関として請求者が求める文書の内容や請求の真意を十分に確認すべきであったともいえる。

今後、実施機関においては公開請求に係る行政文書を特定するにあたり、公開請求の主旨を的確に把握したうえで、請求者に対して公開請求書の補正を求める等、適切に対応することを要望する。

2 本件情報は本件教員の情報に限らず、被害児童の情報ともいえる情報も含む情報と認められる。その中には、他の情報と照合することにより被害児童

が識別できる可能性が認められる情報や、被害児童の人格に密接する情報であって、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお被害児童の権利利益を害するおそれがあると認められる情報も存在する。これらの情報に対する、実施機関の公開又は非公開にかかる判断につき、報道機関の報道に過度に依拠したとも思える部分も見受けられた。

公開を原則とする行政文書公開制度の下においても、個人のプライバシーに関する情報は、十二分に配慮されなければならない。

実施機関においては、条例の趣旨を十分に理解した上で、個人のプライバシーに細心の注意を払うよう留意されたい。

第7 審査会の処理経過

年月日	内 容
平成27年10月13日	諮詢書の受理
同日	実施機関に弁明書意見書を提出するよう通知
11月13日	実施機関の弁明書意見書を受理
11月30日	審査請求人に弁明書意見書の写しを送付 併せて、弁明書意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述等申出書を提出するよう通知
平成28年 1月 4日	審査請求人の反論意見書を受理
令和元年 7月19日 (第19回第 1小委員会)	調査審議
10月18日 (第22回第 1小委員会)	調査審議 審査請求人の意見を聴取
令和 2年12月 7日 (第31回第 1小委員会)	調査審議
12月25日 (第32回第 1小委員会)	調査審議
令和 3年 1月21日 (第33回第 1小委員会)	調査審議
2月26日 (第34回第 1小委員会)	調査審議
3月15日	答申

(答申に関与した委員の氏名)

委員 門脇美恵、委員 金井幸子、委員 川上明彦